

第8回加賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 決定事項等

日時 令和2年4月14日 14時00分～

○ 決定事項

1 市施設の休業等の追加等について

① 施設の休業について

これまでに臨時休業を決定済みの52施設に加え、図書館2施設、屋外の体育施設15施設、高齢者施設6施設、合計23施設を、4月15日から5月6日まで新たに臨時休業を決定した。

また、既にフィットネス（ジム）と屋内の体育施設を休業している「いきいきランド」と「山中温泉ゆけむり健康村」は、屋外の体育施設も4月15日から5月6日まで休業する。（これらの施設は、上記の新たに臨時休業する施設数に含めていない。）

② 保育園・放課後児童クラブの登園（所）自粛要請

- ・ 感染拡大防止のため、保護者の方が仕事を休んで家にいる場合など、家庭で保育が可能な状況にある方は、可能な限り登園（所）を控えていただくよう依頼した。
- ・ 登園（所）の自粛にご協力いただいた場合、保育料を日割り計算により減額する。

2 新型コロナウイルス対策「ご案内窓口」の開設について

新型コロナウイルスに関する国・県・市の支援制度等のご相談等を円滑に行うため、「ご案内窓口」の準備が整い次第、市役所本館1階の市民ホールに開設する。

○ 確認事項

「石川県緊急事態宣言」の内容について確認した。